

河内町告示第 33 号

平成 28 年第 4 回（8 月）河内町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 28 年 8 月 2 日

河内町長 雑 賀 正 光

1. 期 日 平成 28 年 8 月 8 日

2. 場 所 河内町議会議場

3. 事 件

かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について

平成 28 年度河内町一般会計補正予算（第 2 号）

町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付について

平成28年第4回
河内町議会臨時会会議録

平成28年8月8日 午前10時42分開会

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	小島孝裕
--------	------

1. 会議録署名議員

12番 宮 本 秀 樹 君

1番 篠 原 佳 治 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成28年8月8日（月曜日）

午前10時42分開会

議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議案第1号 かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について

日程4. 議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第2号）

日程5. 議案第3号 町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付について

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議案第1号

日程4. 議案第2号

日程5. 議案第3号

午前10時42分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。ただいまより、平成28年第4回河内町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、野口加代子氏ほか7名の傍聴を許可いたします。

○議長（野澤良治君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、

12番 宮 本 秀 樹 君

1 番 篠 原 佳 治 君

両名を指名いたします。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日8月8日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は8月8日の1日と決定いたしました。

なお、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程3から日程5の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成28年第4回河内町議会臨時会にお集まりをお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます

リオデジャネイロ・オリンピックが始まりました。ロシアの組織ぐるみによるドーピング問題で水を差された部分ではありますが、日本選手団の活躍に期待したいと思います。

それでは、本日ご提案いたしました議案等の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、かわち直販センターについて、現在の指定管理者の指定期限が、平成28年8月31日で満了するに伴い、平成28年9月以降に町が当該施設を管理運営するため、本条例を制定するものであります。

議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1,195万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,931万2,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、繰越金1,195万3,000円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費380万円、農林水産業費674万4,000円、教育費141万円を増額するものであります。

議案第3号 町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付についてご説明申し上げます。

本件は、町有財産（旧長竿小学校）を無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案3件について、ご審議方よろしく願いを申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第1号 かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 議案第1号 かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、かわち直販センターについて、現在の指定管理者の指定期限が、平成28年8月31日で満了することに伴い、平成28年9月以降に町が当該施設を管理運営するため本条例を制定するものであります。

本条例の施行期日は、平成28年9月1日となります。

なお、本条例の施行に伴い、かわち直販センター設置条例（平成11年条例第7号）を廃止するとともに、河内町公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を改正するものです。

ご説明は以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第1号の質疑を求めます。

11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 先ほど聞き漏らした点があるので、お聞きしたいのですが、この条例が8月31日をもって、指定管理者が運営するという事で、それに合わせてこの条例を変えるというふうな。その前に、先ほども説明がありましたけれども、指定管理者の指定に関しての公募を行って、それに該当しなかったからこの条例をつくるという道筋にしたということで伺いましたけれども、このように、ある程度町に対する、地域に対しても重要な案件だと思います。この案件であつたら、こういう間際な進め方をするんじゃなく、事前に6月の定例なり、3月の本会議に提出して、議会にかけるのが本筋ではないかと、こう思いますので、そこら辺の点をどう思うのか、もう一度確認したいところでございます。

また、あと選定委員会で4対3対2で、その内訳の点数は何点だったのか、ちょっと聞き漏れましたので、それもあわせてお聞きしたいんですけれども。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、私からは、条例の提出時期、今回の8月臨時議会になったことについてのご説明をさせていただきます。

ご指摘のように、かわち直販センターの指定管理者につきましては、平成28年8月31日が指定期間満了となりますので、9月以降の指定管理者の募集を行っております。その募集を行って選考手続をして、その結果が、6月30日付での選定結果通知という形になっておりますので、3月議会及び6月議会では、議案の提出ということで時期が合わなかったということが、今回提出が8月になったということのご説明になります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 北澤財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 選考委員会の結果につきましては、企画財務課のほうが生務局なんですけれども、先日、情報公開の中では公開という形をとりましたが、会そのものが一応議事録等も作成しない非公開ということなので、点数等この場で公表することはちょっと差し控えたいと思います。お願いします。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 情報公開で公開しているのは、公に出しているわけだから、ここで公開してもいいんじゃないですか、何で議会に出さない。

○議長（野澤良治君） 北澤財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 直接、今回の議案第1号のほうの案件とは、まず、関係なかったので、私のほうでも用意はしていなかったというのがございます。あと、委員会のほうから、一応町長のほうに意見という形で報告をしておりますので、その辺、町長のほうと協議したいと思うんですけれども。

○議長（野澤良治君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時57分開議

○議長（野澤良治君） それでは再開いたします。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 先ほどの大野議員の質問ですが、審議経過のほうをご説明させていただきます。

審議のほうは、出席委員9名の課長により審査を行いまして。まず、河内農業会のほうの評価点数、それから評価点数の高かった委員数、そして、ふるさとかわちの評価点数、それから評価点数の高かった委員数ということで報告させていただきます。まず、河内農

業会、こちらが49.56点、評価点数の高かった委員数が3名でございます。株式会社ふるさとかわちの評価点数が66.22点、評価点数の高かった委員数が4名でございます。あと、同点数が2人ということになっております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 今、点数的には66.22と49.56ということで、先ほど町長の説明では、4人と、4、3、2だから、過半数に達していないから、選考をし直したということで、この点数を見れば過半数以上いっているんじゃないですか。そこら辺の判断は、私の判断だから、あくまでもそういう形でしましたということになるのか、その辺ちょっと。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、この選考委員会の点数だけを、もしそこだけに議論をするのであれば、これはもっと詳しい話をしなきゃいけない。それが出ると、かえってお困りになるかもしれませんよ。というのは、結局、これ役場の職員が9人で、4人の人がふるさとかわちさん、3人が河内農業会さん、あと2人が同点だということでしょう。そうすると、それをね、中身を踏まえて私は総合的に実は判断させてもらったというのは、だから、さっき全協で説明したんですけれども、きょう傍聴の方もいますから、もう一度お話しさせてもらいますけれども。

要は、まず、直売所は何のためにつくったかという原点なんですよ、直売所は。今から17年前ですか、何のためにつくったのか。河内町農家の方が、誰でも自由にあそこに物が出せるというのが条件なんです、条件であったはずです。誰もが自由に。ところが、それが現状どうか私は詳しいことは言いませんけれども、町とすれば、いろいろな人からいろいろな話が出ている。

ですから、要は直売所を、本来の目的、農家の方が誰でもということは、家でいろいろつくっていて、俺はナスが得意だからナスをつくったと。じゃあ、ナスだけだから持っていけるけれども、でも、年に1回しか持っていけない。でも、登録して、登録料がお金かかるんだったら持っていけないという話も伺っています。

それであれば、町は今何を考えているかといいますと、農家の方が本当に、俺の1品コーナー、1品だけは負けねえぞと、その1品を出せるようなシステムが実は必要なんですよ。登録料が無料で、誰でも自由にいつでも、そこに出せると。俺の1品コーナーを設けて、その日、朝持ってきて、これ置いてくれと、じゃあ、わかったよというふうなものができるのを実はつくりたいんです。それには、事前に登録しておいて、河内町の農家の方が誰でも登録料は無料で、あとは売れたときにパーセンテージをお支払いすると、そういう形に本来はすべきもので、あそこは町のお金を相当つぎ込んでつくったのが直売所です。そういう形に持っていく、それにはね、それは何でかということ、今回上がってきた二つの会社のものを見たときに私は感じたんですよ。そういうことが書いてない。二つの業者が

上がってきましたけれども、中身見たら、例えば長くやっていた方であれば、今までこうだったけれども、こういう意見があるから、こうしようとか、改善項目含めて、私は一応見ました、両方の。今までの流れと、これから将来考えたときに、これはね、本来直売所が何のためにつくったかという原点に戻らなきゃいけない。それにはね、考えたときに、総合的に私は判断しなきゃいけない立場ですから、そういうことが両方の中に、そういう強く、農家の人が誰でも自由に出せるという、そういう原点を忘れているんですよ。

ですから、私はそれであれば、両方ともこれは指定しないで、町が主導的に考えて、これは農家の人が本当に登録していただければ、いつ何とき持っていってもナス1個だっていいんですよ。俺の1品コーナーというコーナーを設けて、そこに登録しておけば、名前も出てくる。例えば、栽培履歴も、俺はこうやってつくったんだという俺の1品コーナーをつくって誰でも出せるという形がとれたら、私は農家の人はいろいろな人が行って、自由に出せるようになるんですよ。定期的につくって出せる人は、それはそれでいいんです。でも、農家の人が誰でも自由に出せるということができたら、私は河内町もっと変わりますよ。そういう強い、熱いね、私は思いがあります。

ですから、別にこの会社がだめじゃないんですよ。そういう目的のために直売所はつくったんだから。そのためにはどうするかということなんですよ。誰もが自由に出せたほうがいいでしょう。何か、非常に勘違いしている人がいるかもしれませんが、でも、私は議会の場で公言しているんです、こうやって。誰でも自由に出せると。そのためにどうするかということなんですよ。それを推進していくには、やはり両方の中身を見させてもらって、いろいろ見ました。でも、やはり、委員のほうでも、9人の方がいろいろ面接したり、プレゼンテーションしたり、いろいろ頑張ってもらいました。それはもうよくわかります。でも、最終的に、私判断しなきゃならない立場ですから、そしたら原点は何かというところにやっぱり戻るしかないんですよ。それは町民の方、それでね、そうすることによって、農家の人の手取りがふえるんですよ、実は。最終的には、これ直販センターの条例改正とありますけれども、これは将来的には任せられる、農家の人が集まって、その組織でもって運営をしていく段取りをするわけです。将来的には、町が指導していつ、途中から流れができれば、皆さん集まった、登録した方がみんなで考えて、どういうふうにしていったらうまくいくかということを考えて、最終的にはそこにお任せしたいんですよ。

農家の人が集まった、生産者が集まって、みんなで相談した組織に、私は指定管理を、それはまた公募しますけれども、そこでやはり、やっていただけるような形にするのが、私は本来の形だと思っています。ですから、当初は混乱するかもしれませんが、でも、それは町が責任を持って、軌道に乗るまではしっかりとバックアップして、誰もが自由に出せるようなシステムをつくって、それで、それをしっかりと継承してくれるところをお願いできれば、私は農家の人にとっては一番それがいいと思っています。

そういう目的のために、今回、設置条例は、最初は町が管理運営しますけれども、将来的には、また指定管理をする人に移行できるという、そういう二つのことが入った、盛り込まれた条例でありますから、そのあたりを十分ご理解いただいて、本当に私は議会の中で公言しているということは、誰もが自由に本当に俺の1品だよということで、自由にいつでも出せる、そういうシステムにしなかったら、本来のお金を投入して、皆さんの税金を投入してつくった直売所の私は意味がないと思います。そういうふうにしていきたいので、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君に申し上げます。質疑は、会議規則第55条の規定により3回までとなっております。会議規則第55条ただしにより、特に再度1回の質疑を認めます。簡素な質疑をお願いします。

○11番（大野佳美君） 最後に確認したいんですけれども、町が当分の間、運営管理をするということを今おっしゃいましたけれども、その間に仮に、この議案書の中で15%、20%の手数料をお取りになるということで、その場合、利益が出た場合、自治体は継続して事業を遂行していいのか、そこら辺ちょっと最後に確認したいんですけれども。町が利益出てそのまま、利益の15%だから、全部町の財政から出せば、ゼロでいるわけだから、利益が出ちゃうということ、ここら辺はどういう考えなのか、最後にひとつ。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、ご質問にお答えします。

今回の条例の制定におきまして規定させていただいておりますのは、施設を使用する使用料ということで、使用料のほうを設定させていただきます。これは公の施設を利用する場合には、使用料をいただくということが一般的ですので、そういった形での使用料の設定となっております。ですから、利益というよりは施設の使用料という意味でご理解いただければと思います。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 二、三、その点について質問したいと思います。

今回、町が直接運営するということでございますが、委託ではなく直接経営することでの新たな事業展望はあるのか。そして、条例に、町が行う場合、業務内容が示されておりましたが、具体的に規定すべきだと私は考えますが、その必要性はないのかどうか、お伺いをしたいと思います。まず、第1点。

第2点目が、町は今行財政の改革ということで、積極的に進めておると思いますが、委託を廃止する、指定管理者制度を廃止するということは、町政に逆行、もしくは矛盾するんじゃないかと、そのように思いますが、どうでしょうか。私の考えですが、行政のスリム化というものは、必要不可欠な行政課題だと思います。その辺、町当局はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

3点目、今予算の関係ちょっと出ましたけれども、今回、直販センターが、町が今度直接経営するというごさいますが、そうすると、これは特定の事業ということになります。特定の事業について、一般会計で計上するというのは、私はなじまないと思います。それで、特別会計の設置ということが一番いいんじゃないかと思ひますけれども、その辺はどういうふうにお考えなのか。

あともう一点、これは確認なんですけれども、今回、公募ということで、競争の原理を働かせたということは、私は町長の考えに全く大賛成でござひます。これは、やっぱり税金を使うということは、もう競争の原理を使うということのも大前提でござひます。それで、選定の方法でござひますけれども、選定の方法については、これは確認なんですけれども、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、その公募の規定というのが第4条に規定されております。

それで、先ほども説明でお伺ひしましたけれども、まず、候補者として選定する前に、選定委員会を開いてその意見を聞くんだと、その意見を聞いた後に選定をします。今回、なぜその選定できなかったのか。そして、第4条の第1項の中で1号、2号、3号、この全てに該当する者でなければ、これは選定できませんよと、そのように規定されておりますけれども、これはどの号に該当させて選定しなかったのか。その辺、具体的に、これは説明責任、挙証する責任というのは、当然やらなかった町が当然責任を負うということをおひは考えておりますので、その辺、具体的に根拠を示しながら説明していただきたいと思ひます。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） まず、条例の制定の部分につきましてですが、今回、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定を議案として提出させていただきましたのは、先ほども若干申し上げさせていただいたんですが、平成28年9月以降のかわち直販センターの設置に関して、指定管理者の公募を行ったところ、選定団体が候補者としてなかったという形になりました。これを受けまして、現在の条例が、かわち直販センター設置条例でござひますけれども、こちらが指定管理者を前提とした条例でござひましたので、指定管理者の候補者の選定が行われておりませんので、9月以降、町が管理できるような形での条例の改正という形で制定をさせていただいたところなんです。

あと、第2番目の行革の関係という形なんですけど、おっしゃるように、指定管理制度については、公の施設につきまして民間の活力を導入しまして、効率的に運用するという制度ですので、指定管理制度について、もちろん公の施設の管理方法として有効な施策であることは間違ひないことだと思ひます。

今回の条例におきましても、町の管理を基本とはいはしてありますが、第11条におきまして、指定管理者による管理についても設定をして、それを否定するものではござひません。先ほど町長のご説明の中にもありましたけれども、永続的に町による管理を行うとい

う意味の条例の設定ではございませんで、将来的な指定管理者の導入の部分も含めて対応するような条例の内容となっております。

3番目に、特定事業につきましては、特別会計のほうがなじむのではないかというご指摘ですが、こちらにつきましては、財政のほうとも協議をいたしまして、今後、どのような会計処理が適切であるかを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） まず、第1点目なんですけど、今回の条例で、町の行う業務内容が明確化されていませんよね。この指定管理者については、業務内容が述べられておるんですが、まず指定管理者よりも町が今度行うという姿勢なんです、まず町はどういうふうな事業を行うのか、その辺をまず明確に規定すべきだと思います。それで、これ町がやるということは、当然今までやっていたものを見直して、できる限り今度新たな事業を展開していくんだと。だから、その辺も具体的な意味で条例に位置づけるべきだと私は考えますが、まずそれが第1点。

あと、将来は指定管理者に移行するんだと、そういうお考えですけども、その将来、ある程度軌道に乗っていくまでにはなかなか大変だと思うんですが、その辺の将来というのは、ある程度期限を切って、2年なら2年、3年なら3年というような期限を切らなければ、やっぱりないがしろになっていくというのは、そういう傾向もあるんで、やっぱり期限を私はつけるべきだと思います。でないと、やっぱりさっき言ったように、行財政改革、無駄な金は、無駄な金って言いませんよ。その効率的な行財政の運営ということになれば、当然やっぱり委託できるものを、どんどん委託していくというのが町の考え方、私もそういう考え方なんですけれども、そうすべきだと思うんですよ。それで、限定的に今やるとすれば1年で、1年で見通しをつけるんだと、2年で見通しをつけるんだと、その辺の強い意志がなければ、これは私は到底納得できないと思いますね。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） まず、条例の中に、業務内容について明確化すべきではないかというご指摘でしたけれども、条例の中で、そういった詳細な部分について記載している条例もあるとは思いますが、今回、こちらのかわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定につきましても、他市町村の公営の直売所等の条例等も参考にさせていただいて、一般的な内容ということで条例はさせていただきました。もし詳細化をする必要であれば、そちらは規則等においてより具体的に記載をさせていただくことが必要かなとも思っております。

2点目につきまして、期限を切ると、指定管理制度に移行する場合について期限を切るというご意見につきましては、私も賛同させていただくものであります。期限がないと、やはりずるずるいってしまうというご指摘ありましたけれども、やはり目標を持って明確

なスケジュールを組んで、指定管理制度への導入、もしくはほかの方法も含めて、これから、かわち直販センターにつきまして、何が運営方法として一番適切であるか、そういったものを検討していくということが必要であると思います。そういった意味においては、期限を切って、目標を持って行っていくということは全くご指摘のとおりだと思います。以上です。

○議長（野澤良治君） 7 番雑賀 茂君。

○7 番（雑賀 茂君） ちょっと聞き漏れたというか、答弁漏れだと思うんですけども、一番最後の点で、指定管理者選定しなかった理由、条例の第4条の第1項の1号、2号、3号の全ての号に当てはまらなければ、これは選定しないんですよという規定でございすけれども、今回、選定しなかったということは、1号もしくは2号、もしくは3号、それとも全て各号3号当てはまらなかったのか、その辺について確認したいと思うんですが。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、今回の指定管理候補者として、河内町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項1号から3号までの各号について、該当しなかったのかというようなご質問ですけれども、指定管理の今回の募集の手續につきましては、募集要領に基づきまして、資格要件であるとか、そして選考委員会での財務諸表や利用計画等をいただきまして、またヒアリングを行いまして、内容の審査を行っております。そちらを受けて、委員会は町長に報告をさせていただいて、町長が総合的に判断をしていただいたという形になります。

具体的に、4条第1項の1号から2号、3号のどこに当たるのかという形になりますけれども、例えば、こちらの第1号、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであることに該当するかという形ですけれども、先ほどの町長のご説明にもございましたけれども、申請団体2団体ございましたけれども、2団体ともそういった形での平等な利用の確保とサービスの向上についての記載が不足であったというようなご指摘がございました。

あと、それと第2号ですね、その事業計画の内容が当該事業計画に係る指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものでありますこと、こちらにつきましても、具体的な内容についての記載はなかったのではないかというふうに考えております。ただ、こちらのほうに直接ということの理由ということではなく、1号の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであることというのが一番大きな理由に該当するのではないかというふうに考えております。

担当課としての考え方は以上でございます。ただ、決定はあくまでも、町長が総合的に判断をされたということなので、これはあくまでも担当課としての考え方です。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ほかに質疑ありますか。

5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） 今回、かわち直販センターの管理者、選ばれなかったということなんですから、町長は、いずれ生産者の農家の方から、そういう管理の部分を行うような話がさっきありましたけれども、そういう生産者は、やっぱり生産に対しての時間も費やしているわけであると思うんですよね。それで、やっぱりそういう経営をまた行っていくということはなかなか無理な考えではないかなと私的にも思いまして質問申し上げます。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

町長が先ほどご説明された生産者の団体ですね、それが任意の団体なのか、法人化するものになるのかは、これからの問題になると思いますけれども、やはり農家や加工業者さんも含めて、かわち直販センターを利用する方々の総意で運用をされる団体というような形を想定されているのではないかと、私のほうでは考えています。

そういった団体が立ち上がって行って、成長して行って、若干時間はかかるかもしれませんが、例えば、指定管理者の受け皿団体となるような十分な人的、物的な能力を備えたときに、やはり指定管理者の候補者の一つというふうになるのではないかというふうに担当課としては考えます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） 生産者も、また納品する方ですか、その募集が回覧板で回ったと思うんですけれども、今回8月の8日ということで、9月1日から、また河内町は、いつからそういう直売所の運営を行っていくのか、考えているのかどうかお伺いしたいです。

以上です。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、お答えいたします。

現在、かわち直販センター利用出荷希望者の募集第1次のお知らせということで、先日全戸配付をさせていただいて、「広報かわち」の8月号にも掲載させていただきました。こちらの内容につきましては、9月以降に町が施設管理を行う予定の施設の利用につきまして、出荷希望者のご登録をいただきまして、また登録者の方々と意見交換をして、今後、どのような、かわち直販センターの運営をしていくことが適切であるかというようなことをお伺いしながら、今後の運営方法について決めていくという方向を示したものです。

具体的に、例えば、何月何日、9月1日から、じゃあ、かわち直販センターのお店を町が直接店を開けるかというような意味合いでいうと、事実上難しいと考えています。準備期間もございますので、そういった準備期間を含めて、利用希望者、登録者の皆様とご相

談しながら、こういったスケジュールで進めていけばいいのか、また、施設のリニューアルをこういった形で進めていくのがふさわしいのか、そういったものを、これからさまざまご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） 先ほど、全員協議会でもあったんですけども、生産者も登録者が何か20名くらいだということで、今現在、ふるさとかわち的には何人くらいいるものなんでしょうかね。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 以前、株式会社ふるさとかわちからいただいた資料ですと、直販センター部門の登録が、第19期、平成27年の8月31日までと、前年度ですね、直近の決算時期におきましての数値ですけども93人、うち町外が38人ということで資料のほう提出していただいております。

以上です。

○議長（野澤良治君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

10番福智正之君。

○10番（福智正之君） 議案第1号のかわち直販センター設置及び管理等に関する条例は反対いたします。

理由として、現在、争議行為を行なっている株式会社ふるさとかわちとの指定管理者問題が解決していないときに、条例の全部を改廃して新条例の制定で問題は解決できないと思います。つまり、現在のかわち直販センターの設置条例における指定管理者問題を解決した後において新条例を提出すべきじゃないのかなと、私は思って、それで反対します。

○議長（野澤良治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番諸岡周示君。

○6 番（諸岡周示君） 6 番諸岡周示です。まず、賛成の意見を述べる前に、始まる前に、ふるさとかわちから7月の19日に私宛てに、この_____さんから文書が届きました。

後日、事務方に注意をしたんですけども、その文書の中で、国庫補助金を利用して設けられた、かわち直販センターが閉鎖されようとしています。これは、どういうことなんだというのを事務方に注意しました。かわち直販センターが閉鎖するというのはないので、これ間違っていますよ、訂正してくださいと、ちょっと注意しました。

そこで、私この条例は、町がもう一度先頭に立って、施設を運営して、また良識ある指

定管理者を置ける大変いい条例だと考えます。そして、何よりも先ほど町長さんが言われたように、農家の皆さんが生産したものを、誰でも登録さえすれば気軽に出荷できるし、また皆さんの活気ができる条例だと考えます。

私が6月の定例会で、直販センターについて質問とお願いをしましたとおり、町の基幹産業である河内の農業のシンボルとして、新たなかわち直販センター条例に効率的な運営ができる、賛成いたします。

以上です。

○議長（野澤良治君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野澤良治君） 起立7名であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案第2号は、平成28年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算総額に1,195万4,000円を追加し、予算総額を53億1,931万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、繰越金を1,195万3,000円増額計上するものであります。

歳出につきましては、総務費の総務管理費として、旧JA稲敷河内支店及び金江津支店の施設借り上げ料として30万、徴税費として所得税の更正の請求により住民税の還付金が生じた返還金等350万円を計上、農林水産業費の農業費として、かわち直販センター臨時職員賃金574万4,000円及びかわち直販センターリフォーム修繕料として100万円増額計上するものであります。

教育費の教育総務費は、臨時栄養士賃金121万円、中学校費として、全国大会及び関東大会出場による補助金20万円を増額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第2号の質疑を求めます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 農林水産業費の農産物産地育成事業費の674万4,000円。さっき全員協議会のほうの話で、100万円は何か修繕費用に当たるということだったんですけれども、後のほうの人件費というか賃金、これの内容、詳細が知りたいんですけれども。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、お答えいたします。

賃金の詳細ということですが、まず、施設の管理責任者に当たる方を1名程度、それを補助する方を臨時として2名程度ということで積算はしたんですけれども、これは必ずしも2名というわけではなく、2名分の予算の枠ということで、何名かで、例えば、短時間で交代するとか、そういったものも含めてということで、責任者1名、補助員2名という臨時職員の賃金ということで予算のほう計上させていただきました。

以上です。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） その責任者1名というのは、やっぱり役場職員ということになりますか。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） こちらのほうの賃金につきましては、役場の職員ではなく、外部の専門的な知識を持った現場責任者の方を想定しております。

以上です。

○5番（小更雅之君） ありがとうございます。

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第3号 町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第3号 町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付に係

る概要説明について申し上げます。

本件は、平成24年4月に統合により廃校となった旧長竿小学校の校舎、プール及び敷地の無償貸し付けについて議会の議決を求めるものでございます。

この旧長竿小学校につきましては、みずほ小学校に統合されて以来、体育館が社会体育施設として利用されているのみであり、その他の施設等の有効利用について検討を進めていたところでございます。

このような中、平成28年6月1日から24日までの間、回覧及びホームページにより借り受け希望者の募集を行ったところ、この旧長竿小学校を利用して、チョウザメの養殖事業を行いたいとの申し出があり、提案されました事業概要につきまして、教育委員会事務局と協議いたした結果、騒音、公害等の近隣への問題も特になく、建物についても構造を変更するものでないことなどから、将来的には観光施設として、さらには職場見学など教育の場としての活用もできるものと考えております。

また、7月13日に、旧長竿小学校の利用計画につきまして、長竿地区住民説明会を開催したところ、地域の方々から校舎等を利用することで防犯対策につながるなど、当該事業に係る好意的なご意見をいただくことができました。

当該施設につきましては、無償貸し付けとする理由ですが、貸し付けの相手方は営利を目的とするものではございますが、産業の少ない当町において起業し、町の新しい特産品の開発をもって地域産業の活性化も図れるものと考えております。また、当該施設の有効活用及び維持管理費の軽減が図られることから、当該財産の無償貸し付けについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これにて平成28年度第4回河内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 38 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員